

ワクチン接種済みの証明(ワクチンパスポート)について

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

国内で新型コロナウイルスワクチンを接種済であることの証明が必要な場合は、接種券に附属する「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」により証明できますが、国内外において、ワクチンパスポートが必要となる場合、保健センターに申請(郵送可)してください。申請の詳細はホームページをご参照もしくはお問い合わせください。
※ワクチンパスポートは、マイナンバーカードをお持ちの方については、アプリでも取得できます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料の減免について

問合せ 住民ほけん課
国保年金担当 ☎991-1868
後期高齢者医療担当 ☎991-1884

【減免の対象となる方、減免額】

- ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒全額免除
- ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒全部又は一部免除
 - ②の方の要件(次のすべてを満たすこと)
 - (ア)事業収入や給料収入など、収入の種類ごとに分類しいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (イ)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (ウ)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部※
400万円以下	8割
550万円以下	6割
750万円以下	4割
1,000万円以下	2割

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、減免割合は全部

減免額 = $A \times (B \div C) \times$ 減免割合

A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C: 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

($B \div C$)は、世帯の主たる生計維持者の所得が世帯全体の所得に占める割合

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

問合せ
いきいき福祉課 介護保険担当 ☎991-1886

次の要件を満たす介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方は、申請により保険料を減免する制度があります。

【減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
 - (ア)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - (イ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額】

- ①に該当する方 全部免除
- ②に該当する方 対象保険料額【 $A \times B \div C$ 】に減免の割合dを乗じた額が減免額となります。

対象保険料額【 $A \times B \div C$ 】

A: 第1号被保険者の保険料額

B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

減免の割合d

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	全部※
210万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険料額の全部を免除

必要書類 (国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 共通)

申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。

- 【死亡の場合】…………… 死亡診断書、死体検案書又は死亡診断書に準ずる医師による証明書
- 【重篤な傷病を負った場合】…………… 医師の診断書
- 【事業等を廃止した場合】…………… 事業廃止届等、事実確認ができる書類
- 【失業した場合】…………… 雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類
- 【事業収入等の減少が見込まれる場合】…………… 給与明細、帳簿の写し等、収入の減少がわかる書類